

第5次中野区一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要

第1章 基本計画の改定にあたって

I 計画改定の背景

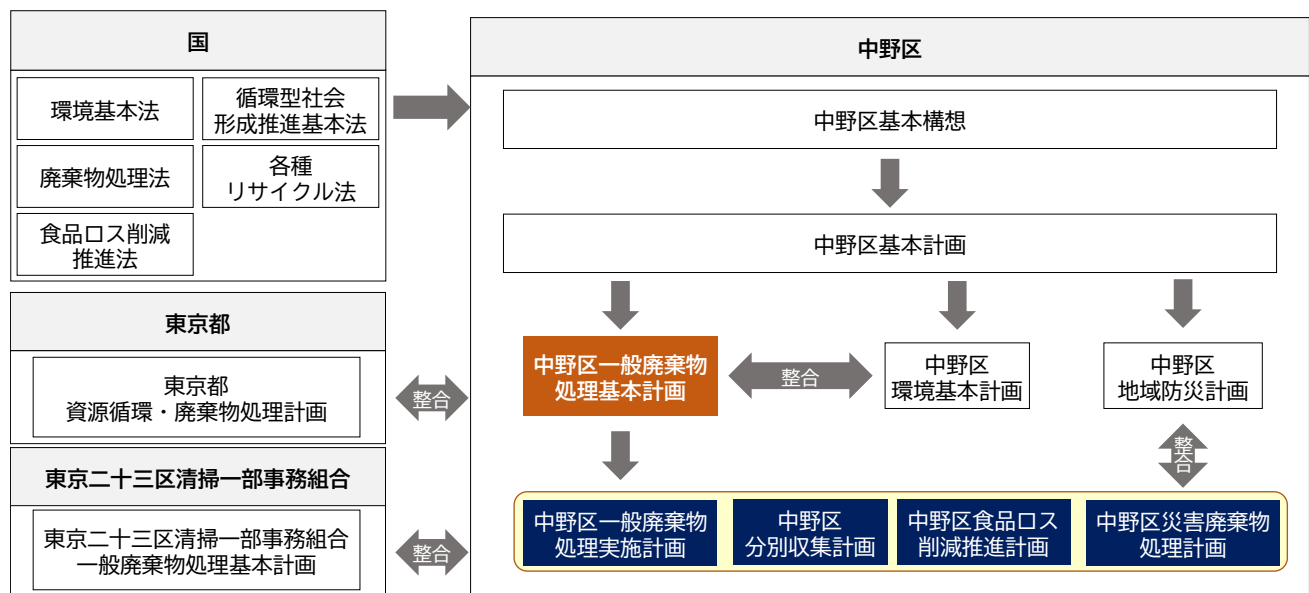
従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、資源化促進に向けた取組の推進が求められています。清掃・リサイクル事業のあり方だけでなく、日々ごみを排出する区民・事業者の暮らしのあり方自体が問われる時代になっています。

こうした区を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、さらなるごみ減量を目指し、令和8(2026)年度を始期とする「第5次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン」を策定します。

II 計画の位置づけと計画期間

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針となるもので、令和3(2021)年9月に策定した前計画を踏まえた新計画になります。



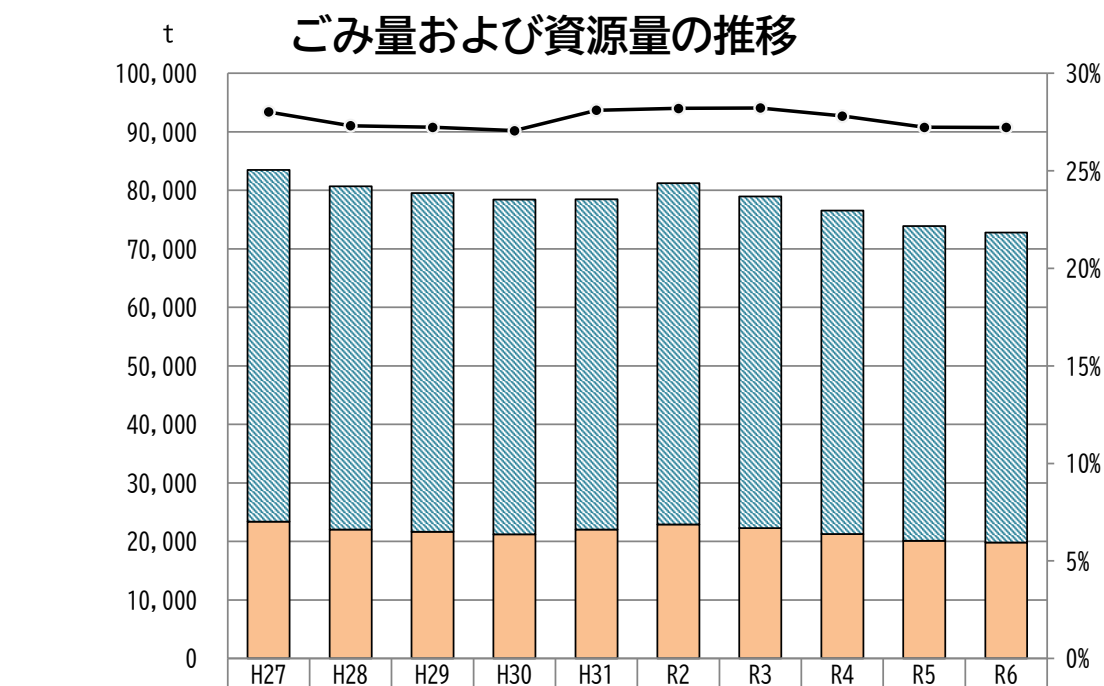
計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。

Ⅲ ごみ・資源の状況

1. ごみ量、資源量の推移

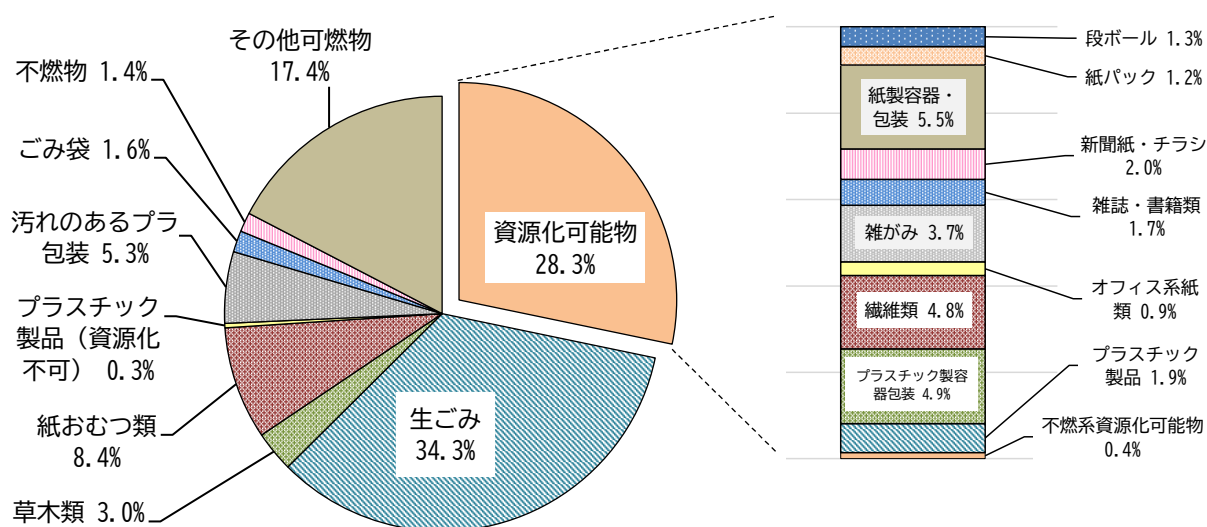
新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度にはごみ量・資源量ともに増加しましたが、その後は減少傾向にあります。資源化率は28%前後で推移しています。



2. ごみの中に含まれている物

ごみの中に紙類、繊維類やプラスチックなど資源として活用できる物がまだ多く混入しています。令和6(2024)年6月に実施したごみ組成分析調査では、重量比で燃やすごみには28.3%の資源化可能物（排出時に資源として分別が可能な物）が含まれています。

○燃やすごみ



第2章 これまでの取組と成果

I 前計画の実施状況

前計画では、脱炭素社会の推進を踏まえた持続可能な社会の実現のために「『環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市』をめざします。」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組みました。

基本方針1：入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

リサイクル展示室の愛称を「ごみのんハウス」としてリニューアルし、回収した資源の行方を学べる展示を設置するなど、学習機能を強化しました。常設実施していた古着のリユース事業を出張型に切り替え、区役所等の集客効果の高い施設で行うことで、より広く多くの方々にリユース意識を持つきっかけを提供しました。

基本方針2：分別の徹底と効率的な資源回収

令和6年4月から製品プラスチックを含めた資源プラスチックの回収を開始しました。「資源とごみの分け方・出し方」をリーフレット形式から詳細な冊子版に刷新し、区内全域に各戸配布を行いました。

基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

大規模事業用建築物への立ち入り調査を強化し、令和5年度からは1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物にも積極的に調査を実施し、排出指導や再利用の推進を促しました。

基本方針4：環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

環境負荷を低減した安全かつ着実に効率的なごみの収集・運搬と資源回収に努めました。

小型充電式電池を区役所とリサイクル展示室で拠点回収を開始し、充電式電池内蔵製品についても「危険物」として陶器・ガラス・金属ごみの日に排出するよう周知しました。

前計画の数値目標、および達成状況	平成31 (2019)年度 実績	令和6 (2024)年度 実績	令和7 (2025)年度 目標値
① 1人1日あたりごみ量(g)	460	425	431
② 1人1日あたり不用物総量(g)	639	584	610
③ 燃やすごみの中の資源化可能物の混入率	27.5%	28.3%	22.8%

Ⅱ 計画改定に向けた課題

区のごみ・資源の現状や社会情勢の変化等により、計画を改定するには以下の課題があります。

資源を含めた不用物総量の減量促進

計画で掲げている「ごみゼロ」を実現するためには、リサイクルを推進するだけでなく、区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量」そのものを減らす必要があります。資源を含めた不用物のより一層の排出減が求められます。

23区全体のごみ量、最終処分量の削減推進

東京湾の埋立処分場が使用できる年数は、残り50年余りと見込まれています。今後、大規模災害の発生等、状況の変化によっては、さらに埋立期間が短くなる可能性もあります。埋立処分場を一日でも長く利用するためにも、ごみ量を削減する努力が必要です。

資源化の促進

古紙・古布の回収は、区内全域で町会・自治会等の実践団体による集団回収で実施しています。区では報奨金の支給や標識旗の貸与等の支援を行っており、今後も実践団体の自主的な活動を安定して継続していけるよう、支援を強化する必要があります。

事業系ごみの発生抑制と適正排出

「事業系廃棄物収集届出制度」について、より効果的な活用を行うことで、事業者の責任感を喚起し、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。

安定した清掃事業の継続

中野区が実施する廃棄物の適正な収集・運搬・処理は必要不可欠なサービスの1つであり、安定的に事業を継続することが求められます。物価高騰や人材不足など社会情勢にも左右されない体制づくりや、小型充電式電池等が起因となる運搬車両や廃棄物処理施設の火災事故を防ぐため、正しい分別と適正排出を促すとともに、安全な回収・運搬体制を整える必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

I 基本理念と計画目標

1. 基本理念

「持続可能な循環型ごみゼロ都市」を目指します。

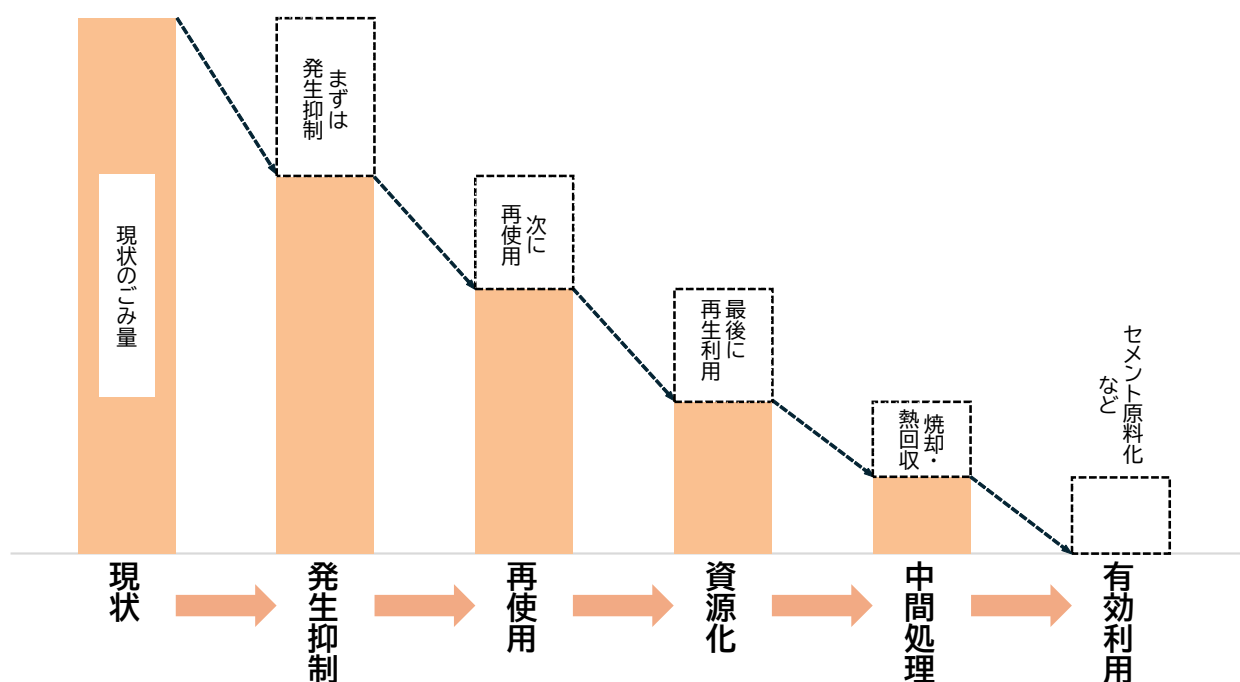
2. 将来の姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さない生活スタイルや事業活動を実践するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進み、ごみの減量が実現しています。

「持続可能な循環型ごみゼロ都市」の具体的イメージ

未来のために、今までの暮らしを積極的に見直し、不要な物は買わない、もらわないこと（発生抑制）を第一に意識・行動し、使用できる物は繰り返し使う、あるいは有効に使い回す（再使用）ことを最大限に実施し、それでも出てしまう不要な物はできる限り資源とする（再生利用）という、3R*の取組を推進し、最終的に残ったごみは、焼却時のエネルギーを有効利用するほか、焼却後の灰をセメント原料化・スラグ化するなどして有効利用し、最終的に埋め立てるごみをゼロに近づけようとするまちのあり方です。

*3R＝リデュース（Reduce:発生抑制）リユース（Reuse:再使用）リサイクル（Recycle:再生利用）



3. 基本方針

基本方針1：発生抑制、再使用の意識醸成

区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図り、行動変容につなげます。

基本方針2：分別の徹底と効率的な資源回収

入り口で発生を抑え、使える物を繰り返し使用しても、なお不用となる物を効率的に資源化するため、区民誰もが参加しやすい資源回収や、分別徹底の指導を進めます。

基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

事業系廃棄物収集届出制度の推進や排出指導、立ち入り調査等を通じて、事業者における適正排出やごみ減量がより進むようにしていきます。

基本方針4：環境に配慮した安全かつ着実に効率的な収集・運搬・処理

ごみと資源について、環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理を選択し、安全に配慮した着実な収集・運搬・処理を行っていきます。また、23区全体、清掃一組、都や国と連携し、さらなるごみ減量や緊急時におけるごみ処理の連携体制についても強化していきます。

4. ごみ減量の指標、目標

指 標	令和 6 (2024) 年度実績	令和12(2030) 年度目標値	令和17(2035) 年度目標値
①区民1人1日あたり のごみ排出量	425 g / 人・日	400 g / 人・日	379 g / 人・日
②区民1人1日あたり の不用物総量	584 g / 人・日	545 g / 人・日	508 g / 人・日
③燃やすごみの中の 資源化可能物の混入率	28.3%	22.3%	17.3%

Ⅱ 計画実現のための重点施策

基本方針 1	1 普及啓発の充実	1 イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発
		2 ごみ減量出前講座、環境教育の充実
		3 「資源とごみの分け方・出し方」冊子・リーフレットの充実
		4 ICTを活用した情報発信、啓発
		5 リサイクル展示室の運営
		6 区ホームページや情報誌等広報媒体の充実
	2 食品ロスの削減	1 家庭、事業所における食品ロス削減のための啓発
		2 区内大学等と連携した食品ロス削減の取組
		3 飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業
		4 フードドライブ事業の実施
		5 食品ロス削減における他自治体との連携
		6 食品ロス削減における小・中学校との連携
基本方針 2	3 ごみと資源の発生抑制に関する啓発	1 プラスチックの発生抑制に関する啓発
		2 資源としての「雑がみ」の回収促進
		3 リユース関連情報の配信
		4 生ごみの水切りの促進
	4 分別の徹底・適正排出	1 排出指導、不法投棄対策
		2 集合住宅への指導徹底
		3 危険物・有害物の分別徹底、混入防止
		4 家庭ごみにおける費用負担制度について
	5 効率的な資源化の推進	1 ごみとして収集した物の資源化
		2 拠点回収の促進
		3 びん・缶・ペットボトルの回収
		4 自動回収機によるペットボトルの回収
		5 プラスチック資源の回収
		6 集団回収に対する支援の推進
		7 資源の持ち去り対策の強化について
基本方針 3	6 事業系ごみの減量と適正排出の促進	1 事業系廃棄物収集届出制度の推進
		2 大規模事業用建築物への立ち入り調査
		3 排出指導の徹底
		4 一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進
		5 小規模事業者の資源・ごみの排出に対する支援の検討
		6 廃棄物手数料の見直し
基本方針 4	7 適正なごみと資源の収集・運搬	1 安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収
		2 訪問収集の充実
		3 適正な処理が困難な物の回収ルート確立
		4 清掃・リサイクル事業の安定的な運営
	8 他区等と連携した処理・処分	
	9 災害廃棄物の適正な処理	

第4章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

区の下水道は100%整備が完了し、し尿を含む生活排水は、一部の例外を除き、公共下水道によって処理しています。

くみ取り便所戸数は、建物の老朽化に伴う建て替えなどにより減少しており、令和6(2024)年度末現在で1戸となっています。

II 生活排水処理基本計画期間

1. 基本方針

家庭の生活排水は、公共下水道で処理します。やむをえない事情により水洗化できない一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な区民サービスとして収集・運搬等を行います。

し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿等は、事業者の責任で処理します。

2. 収集・運搬計画

一般家庭のし尿の収集・運搬については、効率的な処理を行うため、23区で構築した収集スキームにより、平成25(2013)年度に中野区と杉並区が締結した協定に基づき、杉並区が収集・運搬を行います。作業は月1回、軽小型吸引車で行い、品川清掃作業所に搬入しています。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施します。

3. 処理・処分計画

収集したし尿や浄化槽汚泥の処理・処分は、清掃一組が設置管理する下水道投入施設で行います。固形分を取り除き、希釈した上で公共下水道に投入します。固形分は清掃工場で焼却します。

また、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が処分します。し尿混じりのビルピット汚泥と、東京都下水道局に届け出済みの「ディスポーザ排水処理システム」から発生する汚泥についても、浄化槽汚泥に準じて処理します。